

喜多方市電気自動車普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、脱炭素社会の実現に寄与することを目的とし、電気自動車を購入した者に対し、予算の範囲内において喜多方市電気自動車普及促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、喜多方市補助金等の交付等に関する規則（平成18年喜多方市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、電気自動車とは、搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車）をいう。

(補助対象自動車及び補助対象者)

第3条 補助対象自動車及び補助対象者は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象自動車1台につき7万円とする。

(申請書の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までに、喜多方市電気自動車普及促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住民票（申請者が単身赴任その他の理由により一時的に市内に住所を有しない場合、申請車両を使用する市内の家族の住民票を併せて添付）又は法人登記履歴事項全部証明書
- (2) 申請者と所有者又は所有権留保の場合には使用者が同一である自動車検査証の写し
- (3) 補助対象自動車の購入に係る申請者名義の領収書の写し又はこれに代わるもの
- (4) 市税に未納がないことの証明書
- (5) 補助対象自動車の全体、ナンバープレートの確認できる前・後のカラー写真
- (6) 保管場所の現況写真
- (7) 暴力団排除に係る誓約書兼同意書（様式第2号）
- (8) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、内容を審査し、交付の適否について、喜多方市電気自動車普及促進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に対して通知するものとする。

(補助金の交付等)

第7条 前条の規定による交付決定者は、速やかに喜多方市電気自動車普及促進事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、30日以内に補助金を交付する。

(交付決定の取消並びに補助金の返還)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還させることができる。

- (1) 交付決定者が、この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(財産の処分の制限)

第9条 規則第18条に定める財産の処分を制限する期間は、4年とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(適用期間)

2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

別表（第 3 条関係）

補助対象車両	補助対象自動車は、次に掲げるすべての要件に適合するものとする。 (1) 四輪以上の電気自動車で、搭載する電池がリチウムイオン電池であり、かつ、電気自動車用急速充電器（電気自動車を急速に充電する機器で、一般の用に供するものをいう。）の利用が可能であること。 (2) 道路運送車両法第 9 条に規定する登録が初めて行われる電気自動車（中古の輸入車の初度登録車を除く。）で、補助対象者が所有又は使用するものであること。 (3) 貸与を目的とした車両でないこと。 (4) 使用の本拠の位置が市内であること。 (5) 補助金の交付申請を行う年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までに登録した車両であること。
補助対象者	1 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 申請時点で市内に 1 年以上継続して住民登録のある個人又は市内に事業所又は事務所を有する法人で、市税（市税に係る延滞金を含む。）に未納がないこと。 (2) 喜多方市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に掲げる暴力団、同条第 2 号に掲げる暴力団員及び同条第 3 号に掲げる暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものに該当しないこと。 2 補助金の交付は、補助対象自動車購入年度において 1 台を限度とする。（一人・一法人に付き 1 台のみ）